

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK18153・岡山県 29-03・S2020156

③施設の情報

名称：わかば園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 松田浩一郎	定員（利用人数）：暫定 29 名（11 名）	
所在地：岡山県津山市二宮 128		
TEL：0868-28-0610	ホームページ： https://wakaba-en.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日 1949(昭和 24)年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人わかば園		
職員数	常勤職員：12 名	非常勤職員：3 名
有資格 職員数	児童指導員 1 名	管理栄養士 1 名
	調理師 3 名	事務員 1 名
	保育士 6 名	
施設・設備の 概要	(居室数)	(設備等)
	36 室(個室 6)：ユニット	職員室、宿直室、医務室、静養室、多目的ホール、相談室、地域交流スペース、心理療法室、子育て短期支援室、母子生活訓練室、トイレ、洗面所、浴室

④理念・基本方針

<養護理念>

宗教的情操教育を基に家庭に代わるもう一つの家族として、温かい家庭的な雰囲気の中かで常に子どもの心の拠り所となって、健康で明るく心豊で、助け合う子どもとして育成しながら自立を援助する。

<指導方針>

職員は、チームワークを大切にしながら子どものニーズを理解し充足させ、年齢に応じた発達課題を果たしていく。

⑤施設の特徴的な取組

金光教祖立教 90 年の記念の公益事業として創立され、歴史とともに蓄積された哲学や価値に基づいた宗教的情操教育を根底に、自立支援が行われています。設立のきっかけは、「野の雪隠」という金光教の教えで、公益のために人は努めなくてはいけないという考えに基づいたものであり、福祉の根底と言えます。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3 年 9 月 1 日（契約日） ～ 令和 4 年 3 月 10 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

I. 養育・支援の基本方針と組織

国の「新しい社会的養育ビジョン」に家庭養育優先の理念が規定され、代替養育をめぐる環境が大きく変化する中、岡山県津山児童相談所の一時保護委託や津山市子育て短期支援事業（子どものショートステイ）を受託するなど、積極的な経営改善努力を続けています。

II. 施設の運営管理

住宅街の中にあるため地域との関係が密接で、公民館の利用を積極的に行い、地域の人と交流が自然にできています。また、草刈やお祭りの運営に職員や子どもが参加することにより、地域の一員として認知されています。

消費電力を表示する機器を取り付け、子どもたちと共に電力消費について学習し、節電を行うことによって、地球資源の大切さ（SDGs）を理解するための取り組みが行われています。

III. 適切な養育・支援の実施

2019 年施設の建て替えを行い、地域の方が利用可能な地域交流スペースや子育て短期支援室、家庭再統合に向けての母子生活訓練室など、利用する子どもたちや保護者、地域住民のニーズを満たす設備と環境が整っています。

◇改善を求められる点

I. 養育・支援の基本方針と組織

家庭養育優先の理念のもと、積極的に多機能化を進めていますが、抜本的な経営改善には至っていません。「ビジョン」では学童期以上の代替養育施設の多機能化・機能転換について、入所ケアの高度化や家庭復帰児童養育支援、フォスタリング機関事業などを例示しています。これらを先駆的に取り組むなどして、経営を安定化する努力が一層求められるのではないのでしょうか。

II. 施設の運営管理

建て替えに伴い心理療法室の整備はできましたが、心理療法担当職員の雇用ができていません。今後の地域展開を見据えて心理療法担当職員の雇用について検討してみたいかがでしょうか。

また、ホームページが作成され情報公開ができていますが、内容の更新ができていません。作るだけでなくメンテナンスもお願いします。また、地域への広報にも活用していただければと考えます。特にボランティア募集のコーナー等を作成されてはいかがでしょうか。

Ⅲ. 適切な養育・支援の実施

勤務経験の豊富な職員が多く、経験を活かした子どもたちへの支援が行われています。その経験をだれもが活かせるよう文字に起こし標準化・マニュアルの作成を検討してみてはいかがでしょうか。情報を共有することで経験の浅い職員もスキルアップできるのではないのでしょうか。

A-2. 養育・支援の質の確保

現在の取り組みに加え、性に関する理解をさらに深め、また、自他を大切にする意識を持てるように、CAP や助産師による研修会などの導入を検討されてはいかがでしょうか。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

詳細かつ丁寧な評価をいただきありがとうございました。自己評価では、分かりにくい点について、当園の良いところ、改善を要するところが良く分かりました。積極的な多機能化、高機能化による安定した経営、心理職員等の専門職員の配置、ホームページの更新、質の高い養育の継続性の確保のためのマニュアル作成、性教育等への取り組み等のご指摘をいただいた課題、改善等について一つ一つ協議しながら取り組んで、子どもたちの最善の利益の確保に努めてまいりたいと思います。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念と基本方針は、パンフレットに明記し、職員室に掲示してあります。受審施設内諸行事の際には、施設長から子どもたちに講話をしています。また、職員に対しては年度はじめの職員会議で毎年周知を図っています。しかし、職員の理解度はまちまちで、必ずしも十分とは言えません。より一層の周知が必要だと考えます。さらに、現在は行っていない保護者への周知も、可能な限り実現されるよう期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>岡山県児童養護施設等協議会の活動、津山児童相談所や津山市との会議を通して岡山県全域の子ども家庭福祉の動向を把握しています。また、保護者の生活課題については懇談時に、評価施設周辺の地域課題については施設長が役員を務める地元自治会活動を通して把握しています。しかし、職員との共有ができていません。取り組みをお願いします。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

「新しい社会的養育ビジョン」による家庭養育への移行に伴い、定員割れが続いています。また、慢性的な人材難のため心理担当職員の確保が困難な状況です。措置費の減収を補おうと岡山県津山児童相談所の一時保護委託や津山市子育て短期支援事業を受託するなど努力を続けていますが、抜本的な経営改善には至っていません。経営課題を職員に周知して共に課題解決に取り組んでいくことを期待します。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を策定するには至っていません。評価施設の社会的使命に鑑み、計画的、安定的な事業推進は必要不可欠だと考えます。そこで、例えば「岡山県社会的養育推進計画」策定時に、岡山県へ提出した小規模化や地域分散化の整備(移行)計画をたたき台にするなどして、中・長期計画策定の第一歩を踏み出されてはいかがでしょうか。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目4のとおり中・長期計画が未策定のため、それを踏まえた単年度計画策定の流れにはなっていません。単年度事業計画は入所児の在籍(予定)状況や行事予定、職務分担表、年間生活指導計画からなる簡易なもので、達成目標やニーズ、事業内容の詳細が記載されたものではありません。まずは、中・長期計画を策定したうえで、系統的かつ具体的な単年度計画を策定されるよう期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画は施設長、事務長が作成し、年度はじめの職員会議で説明しています。他方、事業の進捗状況は施設長が確認していますが、事業評価を行うには至っていません。今日の福祉事業所は風通しのよい組織運営が求められています。何よりも、受審施設では「全体で取り組む」ことを旨とし、職員皆で知恵を出し合い、相互に支え合いながら子どもを育成・支援する方針だと聞きます。したがって、職員参画を図り、評価施設全体(皆)で事業計画づくりに取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所中の子どもに対しては、行事予定を月単位で説明しています。しかし、保護</p>		

者に対しては事業計画の説明を行っていません。子どもへの説明は、支援方針や生活に関わる事項を広く説明することが望まれます。また、その際には分かりやすい資料を作成し、場合によっては絵コンテや寸劇など子どもの関心を惹く工夫も必要だと考えます。一方、連絡や懇談が可能な保護者に対しては、施設理解をうながす意味からもきめ細やかな説明が望まれます。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 業務中に生じた課題や提案は、まず職員同士(ユニット内)で話し合い、主任保育士、施設長へと挙げていきます。また、検討時には「全体(皆)で子どもを育てる」方針の下、全職種が集まり協議を行っています。一方、自己評価は様式を改善しつつ実施していますが、現在集計中で改善策を検討するまでには至っていません。迅速な集計と検討をお願いします。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 評価項目8のとおり自己評価が完了していません。施設長自身が一人でそれを担っており、多忙な中で作業が滞りがちな様子です。したがって、優先順位をつけたり、役割分担をしたりして「全体(皆)で取り組む」方針の下、施設長が丸抱えすることなく全職員でPDCAサイクルを回していく体制づくりが望まれます。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 施設長および各職員の職務は職務分担表に明記し、年度はじめの職員会議で提示、説明しています。また、非常時の施設長の役割と責任や施設長不在時の対応方法については、緊急対応判断マニュアルに明記しています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		

<p>施設長自身が法令遵守の必要性をよく認識し、様々な研修会を積極的に受講することによって必要な知識、技術を修得しています。また、研修会や講習会で得た情報は復命書で職員に回覧(合議)するとともに、職員会議などで職員に周知しています。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は自らのリーダーシップ力を高めるため、時には県外まで出向いて積極的に能力向上を図っています。また、「野の雪隠」の教えに基づき、率先垂範の姿勢で事業経営に臨んでいます。一方、ユニット体制における効果的なリーダーシップは試行中で、改善に努めているところです。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 12 のとおり児童養護施設の経営環境が大きく変化する中、経営改革に臨んでいますが、効果的な改善策を打ち出せていません。経営課題を理事会で協議しているとはいえ、実質的には施設長が課題を丸抱えしているようにも見受けられます。そこで、理事会機能の活性化やリーダーシップ体制の構築など、組織全体で体制の再構築を検討されてはいかがでしょうか。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所児童の減少によって職員定数も減り、思うような人材確保計画を立てられない現況にあります。計画を立てにくい中、ホームページでのリクルートページの立ち上げや住み込み居室の設置など努力はされています。岡山県へ提出した小規模化や地域分散化の整備(移行)計画をたたき台にして、人材確保方針を定め、組織的、計画的な求人体制の構築をお勧めします。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念を基に、施設長自身が期待される職員像を描き、講話などをしていますが、人事基準として文書化し、職員に周知されているわけではありません。また、人事処遇は年齢・勤務年数を基準に行っており、人事考課制度は設けられていません。人事の公平性、透明性を確保する観点から、人事管理の仕組みづくりは必要だと考えます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>有給休暇をはじめ職員の勤務はコンピュータシステムで管理しており、施設長が逐一状況を確認しています。しかし、勤務表作成時には職員の希望を聞くなどワークライフバランスに配慮していますが、作成後に再調整することが多く見られます。そのため、定期的に個別面談を行うなどして職員の就労意向を把握する取り組みが望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は引継ぎや会議の場を利用して期待する職員像を職員に伝えていますが、また、目標管理は施設長が行ない、個々に必要な研修などを受講させているものの、制度としての形はとれていません。本来、人材育成は経営者の責任下で個々の職員が主体的に取り組むものとされます。職員が主体的に学びたいと思う職場環境の整備を、検討されてはいかがでしょうか。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職場内研修をはじめ職場外研修への取り組みは積極的に行っていますが、評価項目17のとおり人材育成方針や育成計画を策定していません。人材育成は、職員の生涯を見据えた息の長い取り組みであり、中・長期的視点をもったキャリアアップの仕組みと計画が必要です。効果的な人材育成システムの構築を期待します。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの知識、技術水準を施設長自身が把握し、個々人の育成ニーズに応じて職場内外の研修受講を指示しています。また、職員自らが受講を希望する職場外研修は可能な限り受講させています。さらに、職員育成の基礎となるOJTは主任から中堅、新任へとユニットごとに行っています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>資格取得実習は岡山県児童養護施設等協議会からの割り当てによって、年間2~3養成校/10人程度の実習生を指導しています。受け入れにあたっては注意事項などをまとめた資料を作成し、実習担当職員がオリエンテーションしています。また、養成校からの希望(資格の専門性)に沿って実習プログラムを工夫するよう心がけていますが、それを定型化しているわけではありません。実習に対する受審施設の姿勢を明確に示し、実習の社会的責務を遂行するためにも、実習受け入れマニュアル</p>		

の作成が望まれます。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前回(平成29年度)の第三者評価受審以降、ホームページを開設して情報公開を進めています。しかし、準備中や未更新のページが数カ所あり、経営情報は2019(平成31)年度以降更新されていません。WAM-NETに財務諸表や現況報告をアップしていることからホームページ上での公開はやめたとのことですが、施設の顔であるホームページ上での公開は必要だと考えます。少なくともWAM-NETへのリンク掲載を希望します。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公認会計士による外部監査は行っていませんが、会計システム会社に属する税理士が年1回、財務チェックを行っています。また、苦情解決第三者委員については、苦情案件が挙がらないため委員会を開催していないとのことですが、第三者委員には、日常的な状況把握と意見傾聴の役割もあります。第三者委員(外の視線)を積極的に活用するなどして公平性、透明性の高い経営・運営を実現されるよう期待します。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>マーチングバンドで高齢者福祉施設への訪問を行ったり、地域のお祭りでだんじりに乗ったり、灯笼を作ったりして高齢化の進む地域の一員として役割を果たす事ができていましたが、コロナの関係で現在はその大部分が中止になっています。また、公民館を積極的に利用して、行事にも参加していましたが現在中止となっています。そこで、新しく立ち上げたホームページを利用して広報活動やオンライン演奏会などを検討してみたいかでしょうか。また、現在行なわれている活動について文書化し、地域との関わり方に対する基本的な方針を再検討する良い機会だと考えます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>受審施設の創設に「野の雪隠」という逸話が大きく関係しており、ボランティアの受け入れに対する基本的姿勢となっています。現在は文書化されていませんが、この考えを明らかにすることにより施設の姿勢が明確になり、ボランティアもより参加しやすくなると思います。受け入れマニュアルなどの整備を行い、体制の確立に努めることによって、たくさんのボランティアと交流を進めていく事を期待します。また、ホームページを利用してボランティアの募集、地域への広報に努めて頂ければと考えます。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>津山市内の障害児施設や児童養護施設と津山児童福祉施設職員研究協議会を結成し、定期的に研修を行なっています。その場に福祉事務所、児童相談所も参加することが多く、研修を通してより強い連携が取れています。また、学校とも日々連絡を取り合い、子どもの成長・発達を支援しています。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時における地域の一次避難所として、消防団と取り決めを結び地域の防災に貢献しています。建物の建て替えに合わせて、ショートステイ空間(子育て短期支援室)を新設し、市から委託されたショートステイ事業を行っています。また、地域交流スペースを設置し、会議などの場所として地域へ開放しています。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の高齢化が進み、行事や活動に支障が出ており、町内会を超えた広い地域で職員や子どもが溝掃除や草刈り、お祭りなどを担うことが求められています。建物の建て替えに合わせて、ショートステイ空間(子育て短期支援室)、地域交流スペースを作り、地域でのニーズを捉えて、ショートステイ事業や町内会の会議などの場所を提供しています。また、建物に相談室を設け、子どもに関する専門知識を生かして、発達障害児へのサポート事業などを計画していますが、コロナの影響で実施できていません。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>全職員が、子どもの人権を守るための研修を受けることができるよう配慮されています。職員が少ない中、3年のサイクルで全員が参加できるような取り組みとなっていますが、法律や制度なども変化するためできれば1年間で研修を設定していただければと考えます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>詳しい内容のプライバシー保護規程を作成し、職員の対応を細かく規定してプライバシーの保護に努めています。また、建て替えに伴い6つのユニットでの養育となり、全室個室となっています。単一の3階建ての建物ながらユニット別の出入りの経路などにも配慮されており、子どものプライバシー保護の環境が整っています。また、他者との人間関係が難しい子どもには、ユニットを一人で使用するなど配慮されており、子どものプライバシーの保護に努めています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の利用説明については、職員数も少ないため児童相談所をお願いしている部分が多くなっています。子どもに分かりやすいパンフレット(フリガナや絵)などを作成するようにして、受審施設利用に対する子どもや家族の理解を高めるよう努めてみてはいかがでしょうか。また、ホームページなどで子どもや保護者の理解を高めることができるよう工夫してみてください。そうすることによって、入所後の子どもがよりスムーズに利用できると考えます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>評価項目30と同様に、児童相談所をお願いしている部分が多くなっています。個人情報の取り扱いに関しては、保護者や子どもに確認するための分かりやすい書類を作成し、それを基に説明が行なわれています。子どもや家族の権利に関しても、学習をすることを目的とし、分かりやすい資料や説明マニュアル等を作成してみてはいかがでしょうか。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員は配置されていますが、職員数が十分でないため家庭への移</p>		

行について十分な支援ができないようです。人材確保に努めることを期待します。受審施設の建て替えに伴い、母子での生活体験の場として母子生活訓練室、ショートステイ利用のための子育て短期支援室を新設し、入所前、入所中、入所後のそれぞれのニーズに合わせて利用できるようにしています(入所体験・面会宿泊・退所後の一人暮らしの体験宿泊・親子の再統合に向けての体験など)。また、地域からのショートステイ(短期入所)にも即応できる体制になっています。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

①・b・c

<コメント>

毎月、職員がサミットと呼ばれる子どもの自治会に出席し、食事をはじめ生活の満足度について口頭で調査しています。なかでも誕生日については、個々に紙面でアンケートを行い、子ども本人が希望する誕生日のご馳走を用意し、デザートまでも提供しています。また、自分の食器(陶器)を自分で購入したり、部屋のカーテンや布団などを自分で選べたりと自分で選択する機会があり、社会体験の充足に努めています。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a・①・c

<コメント>

職員がサミットと呼ばれる子どもの自治会に出席し、子どもからの苦情について意見を収集し、検討の後速やかに回答をおこなうようしています。しかし、意見箱など子どもの意見表明の方法が少なく、意見もあまりないようです。また、苦情解決に関する職員研修が行なわれていません。子どものニーズを適切に把握するためにも苦情解決の研修に取り組んでみてください。

35

Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a・①・c

<コメント>

建て替えにより空間的な余裕ができ、専用の相談室をはじめとして子どもがプライバシーを気にせず相談できる場所が増えています。職員が相談を受ける事はなかなかできていませんが、施設長が学期末に子ども達と面接し、次の目標を一緒に確認するような仕組みができています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a・①・c

<コメント>

相談や意見を受けた際の対応マニュアルはありませんが、サミット(子どもの自治会)を利用して苦情や意見の収集に努め、内容に応じて、スピード感を持った対応に努めています。また、可能な場合はいつでも相談を受けつけ、プライバシーの配慮された相談室や子どもが望む空間を利用し対応しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応マニュアルは、様々な事故の種類別にまとめられており、細やかな手順も明記されています。新しい建物となり、受審施設の玄関にモニターカメラを設置して来訪者の確認をしたり、各種警報装置やオートロックなど(集中管理)も導入したりして、子どものプライバシーに配慮して安全に努めています。また、ナースコールが各ユニットに設置されており、職員がいない場合(夜間など)子どもは、事務所や当直者に連絡をすることが可能であり、子どもの安心感を高めています。しかし、職員の総数が少ない事もあってリスクマネジメント委員会を設置するまでにはいたっていません。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対応の詳細なマニュアルが整備され、発生時には定められた手順に従って対応が行なわれています。また、医務室や静養室も新たに整備され、子どもの生活空間から離れた場所に対応できるようになっています。また、通院についてはパソコンのソフト上で情報の共有やスケジュールの調整ができ、効率的な支援が行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地元の町内会や消防団ともあらかじめ話し合いを行い、災害時における子どもの安全確保に取り組んでいます。また、新しい建物は、地震を初めとして様々な防災に対応でき、避難経路も複数確保してあります。そして、危機管理マニュアルを整備して様々な災害への対応方法を検討して防災訓練を行うとともに、子ども向けにもマニュアルを作成し防災意識の周知に努めています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経験の蓄積により支援が行われていますが、標準的な支援の実施方法について十分な検討ができていません。職員や子どもによっても個別性があり、標準化された支援が求められています。職員数が少なく集まりにくい事もありますが、一度に全て行なうのではなく、スケジュールを立て、優先順位の高いものから標準化を行なってみてはいかがでしょうか。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>経験ある職員が多く、それぞれの身につけた知識をもとに見直しを行っています。そのため、標準化に関する取り組みは進んでいません。職員会議やケース会議の場を利用して、養育・支援の検証や見直しが行われていますが、十分なものとはなっていません。新人職員に技術を伝え支援の質を高めるためにも、他で行われている見直しの方法を参考に導入を検討されてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントの手法についてマニュアルなどの文書が作成されていません。これまでの養育を振り返り、記録や資料を参考にして自立支援計画が作成されています。経験のある職員が多い現状では可能かもしれませんが、職員の入れ替わりなども想定されます。より効率的で標準化された自立支援計画を作成するためにも、アセスメントマニュアルの作成に取り組んでみてください。その過程を辿ることにより、支援技術もより向上すると考えられます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の見直しが1年間の間隔で行なわれていますが、モニタリングや中間期での見直しが行われていません。子どもの変化があった場合は速やかに見直しが行われていますが、ない場合は1年間行われていません。もう少し短い期間(例えば、6ヶ月程度)で行なえるよう検討してみてください。特に子どもは変化する事が多く、個別的で柔軟な対応が求められています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>パソコンのネットワークシステムを導入し、養育・支援の記録が適切に行なわれています。しかし、ネットワーク上で記録や自立支援計画を閲覧する事は行われていますが、職員間での共有を目的とした会議を開催する事ができていません。通院については情報の共有化がネットワークを通じてうまく行なわれているようです。記録や自立支援計画についても工夫を行なってみてください。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>パソコンのネットワーク上で記録は行われており、管理も行われています。記録の管理者は施設長で、時間の許す限り記録の確認を行い、職員相互もパソコン上で業務日誌を見ることによって、情報の共有や自立支援計画の確認ができています。</p>		

また、個人情報保護のため、ホストコンピューターと端末はインターネットへの接続をしておらず、パスワードによって端末を管理しています。

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	①・c
<p><コメント></p> <p>就業規則に虐待防止の事項が明記され、職員には、全国児童養護施設協議会の倫理綱領(携帯できるようにカードにしたもの)が配布されています。また、職員は採用後に子どもの権利擁護に関する研修に参加するようになっています。そして、子どもの権利擁護に関する具体的な事項については、朝礼や職員会議で、適時に検討がなされています。子どもの権利擁護は児童養護施設の責務であるため、施設長の指揮のもとにさらなる意識化の取り組みを期待します。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>新しい職員を中心に岡山県児童養護施設等協議会が実施する研修へ参加し、受審施設での報告研修が行われています。子どもに対しては、各自に「権利ノート」が配布されていますが、働きかけが十分ではないようです。年齢や子どもの状況に応じ、それぞれの子どもが理解しやすいような伝達方法の工夫や発達段階に応じて定期的に伝えていくような取り組みをお願いします。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>職員会議で検討したうえで、児童相談所と連携しながら生き立ちを振りかえるようにしています。個々にアルバムが整理され、子どもはいつでも見ることができるようになっています。今後は、職員と一緒にアルバムを整理したり、成長の記録などを活用したりしながら、自身の生き立ちについて振り返る機会を設けていただきたいと思います。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		

A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則において、不適切なかかわりに対する職員への厳正な対応について記載されています。また、職員会議を利用して、子どもに対する不適切なかかわりについて職員同士のチェックの機会を設けています。子ども達へは意見箱の設置やサミットという子どもの自治会を利用して子どもの声を聴く場が設けられていますが、苦情や意見の件数も少ないようです。細やかに子どもの意見を拾う仕組みを構築され、小さな意見もキャッチし、さらに不適切なかかわりの予防に努められるような取組を期待します。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの自治会「サミット」で、行事予定を伝たり、受審施設の決まりごとについて子ども達と話し合う機会が設けられています。また、ゲーム機やパソコンは、受審施設の決まりに基づき、子どもの希望により使用することができます。そして、受審施設からのお年玉やお小遣いがあり、職員が金銭の管理を教えながら、子どもが自分でお金の使い方を考えることができるように支援しています。今後は、子どもたちが自分の生活の場としてさらに主体的にとらえることができるように、ユニット単位や子どもの学齢別などで、受審施設の生活がより良くなるようなアイデアを出す場やトラブルの解決について話し合う機会をさらに設けていかれてはいかがでしょうか。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員が児童相談所と連携し、子どもの気持ちを受け止めながら関わることによって、受審施設の生活に不安が軽減されるよう努めています。家族などとの面会に職員が付き添ったり、児童相談所と連携したりしてライフストーリーワークも行っています。家庭支援専門相談員が配置され、家族などとの交流の支援も行われています。しかし、個別的な関わりに限定され、担当職員によって対応が異なる場合もあるようですので、研修の実施や会議、自立支援計画等で支援を標準化することが望ましいと思われれます。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p>		

退所後の自立生活のために、NPO 法人による「退所前セミナー」や激励会が設けられたり、自立援助ホームと連携したりしています。退所後は、物品を送り生活の支援をしたり、職員による状況把握や相談を実施したりしています。退所後の支援は、個々の職員の取り組みに任されているところも大きく、退所後の相談窓口の設置や記録の整備などが望まれます。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>個人の記録はパソコンのシステムで管理され、子ども一人ひとりにケース記録や自立支援計画があり、定期的な見直しやケース会議、面接などを通じて丁寧に子どもの個別の理解がなされ、システムや職員会議で共有されています。また、ケース記録には、児童相談所や医療機関からの所見も記載され、関係機関からの情報も取り入れられています。担当職員を中心に、日頃の関わりを通じて子どもの感情に寄り添い、理解するように努められています。しかし、特別な配慮を有する子どもも多く入所していることから、今後は発達障害や愛着障害などの専門的な研修の機会を設け、子どもへの更なる支援を充実されてははいかがでしょうか。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	①a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設が建て替えられ、ユニットでの生活となり、子どもたち一人ひとりに個室があります。また、ユニット中央のリビングを利用して、職員と子どもと一緒に過ごすことができるようになっていました。職員は呼び出し機(ピッチ)を携帯しており、リビングに設置されたナースコールのボタンから子どもたちの発信を受けられるようになっていました。さらに、2つのユニット間に宿直室があり、夜間も近くに職員がいる安心感もあります。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	①a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長が年に一度子どもと直接面接し、本人と話し合い、目標を設定し、子どもが自分自身について考える機会を作っています。その目標を自立支援計画へ関連付け、自立への支援を行っていますが、見直しが年に1度となっています。モニタリングとして、もう少し短い期間で子どもと一緒に、目標に向けた振り返りの機会を設けてみてはいかがでしょうか。現在は新型コロナウイルス感染症の影響でマーチングバンドの活動を休止していますが、子どもの自己肯定感や忍耐力、チーム力などの力を育むための支援としてとても有効なものとなっています。早期の活動再開を望みます。</p>		

A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>外出用の公用車が4台備えられ、ミカン狩りや県南の映画館での映画鑑賞、釣りなどの外出、高校生には部活動の大会への送迎がされています。多目的ルームには図書が充実しており、卓球台もあり、いつでも利用することができるようになっています。また、ゲーム機やパソコンも用意され、決まりに基づき使用できるようになっています。そして、敷地が広く外遊びができる環境もあります。今後は、子どもたちも使えるWi-Fi環境の整備や遊具の設置、地域交流スペースの利用などを進め、友達・地域との交流を積極的に行っていただき、子ども達の発達に応じた学びや遊びの場の更なる充実を期待します。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>週末の自室の掃除、洗濯物の持ち帰りや収納は子ども自身が行います。地域の廃品回収や草刈り、神社や公民館行事などへの参加も積極的に行われています。受審施設から支給された小遣いについては、子ども本人が小遣い帳をつけ、職員が確認しながら金銭感覚を身に付けるよう支援をしています。高校生のアルバイトへの支援もなされており、発達に応じた社会性を獲得できるよう支援されています。そのうえで、将来の自立に向けて、清掃だけでなく、ユニットでの調理の機会を増やすなど、さらに生活の様々な場面で想定される生活技術の習得の機会を設けていただきたいと思います。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>管理栄養士が立てた献立を基に、子ども達の意向を聞きながらメニューを考え、調理されています。行事食、バイキング、クリスマスメニューやおせち、おやつ作りなど、食事面からも子どもが楽しめる機会を設けるような取り組みがなされています。特に、誕生日の子どもが特別感を感じられるように、メニューを決めることができたり、週末には、子どもからのリクエストによる献立が立てられたりしています。また、アルバイトや部活動などで遅くなった時も適温の食事がとれるように対応しています。そして、栄養士が直接子どもと話をしたり、職員会議で意見を聞いたりするなどして、食生活の充実にも努められています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

<p>衣類は、それぞれの子どもの年齢や状況に応じ、担当職員が子どもと一緒に出掛け、相談しながら購入しています。高年齢の子どもの場合は、予算内で自分の好きな衣類を購入することができます。洗濯後の衣類は子ども自身が自室に持ち帰り、収納することになっており、衣類管理の意識を持たせるようにしています。</p>		
<p>A-2-(4) 住生活</p>		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設が新築され、全体的に清潔感があり、明るい雰囲気を感じます。すべての子どもに個室があり、カーテンや寝具が選べたり、部屋のネームプレートを自分で作ったり、好きなキャラクターを飾ったりすることができます。また、部屋は子どもが考えた机や収納家具が配置されたり、内側から施錠したりすることもできるようになっており、安心できる居場所となっています。そして、共有部分には、季節の飾り付けがなされ、温かい環境が整備されています。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>嘱託の小児科医による健診が年1回実施されています。それぞれの子どもに応じ、通院の付き添いや服薬管理がなされ、心身の健康管理に努められています。子ども一人ひとりに健康カードがあり、出生時から現在までの身長や体重などの成長記録や予防接種や病歴などの記録が整っています。薬は、施錠できる環境で管理され、厳重にチェックする体制があり、誤薬の防止に努められています。マニュアルに基づき、感染症対策も実施されていますが、さらに子どもや職員への周知徹底をお願いします。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A⑰	A-2-(6)-① 子ども年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・③
<p><コメント></p> <p>男児・女児について、それぞれ男性職員、女性職員により、子ども本人が性について興味を持ったタイミングで個別に対応していますが、十分なものとはなっていません。そのため、受審施設全体での取り組みとなるよう、性的対応マニュアルや教材を活用されてはいかがでしょうか。また、外部講師を招いた学習会を設けるなど、子どもの年齢や状況におけるより積極的な取り組みを期待します。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		

A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>危機管理についてのマニュアルが作成されており、児童相談所や医療機関、警察などとの連携がなされています。また、個別でケース会議や面接を行い、適切に対応がなされていますが、行動上の問題を生じやすい子どもの特性について職員が共通して理解し、連携できるよう、心理面からの子どもへのアセスメントが充実するような取り組みが必要と思われます。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>子ども間のトラブルには、職員が個別で対応したり、職員会議などで共有したり、施設長が中心となり対応もなされています。また、必要に応じて児童相談所の職員が話を聴く機会を設けるなどの対応もしています。子ども間の距離をとる必要がある場合には、ユニットを分け、顔を合わせる機会を減らし、落ち着く期間を設けるなどの対応もなされていますが、長期間にわたる対応となってしまうよう、解決に向けた計画的な個別の支援や日頃から子どもたちが自他を大切に思えるような勉強会、ワークなど発生予防の観点からの取り組みが求められます。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・㉟
<p><コメント></p> <p>対象となる子どもには、児童相談所や医療機関と連携した心理的な支援が行われています。しかし、精神的に不安定な子どもも多いため、心理担当職員の配置や職員研修の実施などが必要と思われます。また、外部研修への参加などにより、身近な職員から子どもが対人関係のトラブルへの対処やコミュニケーションスキルを獲得できるような取り組みをされてはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもそれぞれの部屋に学習機があり、学習環境が整備されています。職員が直接宿題を見るなどしながら、子どもそれぞれの学習の理解度を把握しています。また、学習塾や公文教室、英会話教室、通信教育などの利用や小学校との連絡会や学校の先生の受審施設への訪問など、子どもの状況に応じた学習環境の整備、支援が行われています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉠・b・c
<p><コメント></p>		

<p>子どもが自己決定できるよう、職員は進路選択の情報提供や話し合いを行い、家族や学校、児童相談所と連携し自立支援計画に基づく支援がなされています。また、卒園後の進路に備え、アルバイト代などの貯蓄や奨学金の積極的利用などの経済的支援を行い、進学をあきらめることが無いよう、本人の意思を尊重するように支援しています。</p>		
A⑳	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生には積極的にアルバイトの機会を持つように奨励しています。また、必要に応じて職員は、一緒に下見に行ったり、相談に乗ったり、アルバイト先と連絡をとりながら、本人がスムーズにアルバイトを続けられるような支援をしています。今後はさらに社会性を高め、仕事への理解を深められるよう、実習先や体験先の開拓や体験会やセミナーへの参加などの取組を進めていただきたいと思います。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>日頃は担当職員が家族と連絡を取り、子どもの様子や学校の行事などを伝えています。また、子どもと一緒に家族へ手紙を書く支援をしたり、写真を送ったりするなど子どもと家族との関係づくりの支援をしています。そして、家庭支援専門相談員が配置され、家族や関係機関の窓口となり、受審施設と子どもと家庭、関係機関との関係調整がなされていますが、十分ではないようです。家庭支援専門員を要とした更なるファミリーソーシャルワーク機能の充実を期待します。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所との連絡会やケース会議で検討し、家庭支援専門相談員を中心に面会、外出、外泊の働きかけを行い、面会への立ち合いなど、親子関係の再構築に向けた支援を行っています。また、児童相談所や関係機関との連携による家族支援が行われています。退所後の親子関係の構築に向けた支援ができるよう、バリアフリー化された親子生活訓練室が整備されていますが、今のところあまり利用ができていません。今後の親子関係の再構築のために設備の有効な利用と自立支援計画に基づく支援を期待します。</p>		